

旅館や試験研究機関も 水質汚濁防止法の規制対象に

環境庁は昭和46年6月に水質汚濁防止法を施行し、水質汚濁の原因となっていた大部分の製造業、サービス業の規制を行いました。更に昭和47年10月には、畜産排水についても規制を行いその範囲を拡大してきました。

このように水質規制が強化された結果、市内の河川もしだいに浄化され、魚が住むまでになりました。そこで、さらにより環境づくりを進めていくため、環境庁はこれまで法規制の対象外となっていた旅館、ホテル、有害物質の排出のおそれがある試験研究機関も49年12月1日から規制することになりました。

規制の対象となる施設は

- ①旅館業で使用する台所・洗たく施設、入浴施設をもっている旅館、ホテル、民宿など
- ②科学技術に関する研究や試験、検査、専門教育を行う事業所で使用

する洗浄施設、焼入施設をもっている試験研究機関など
以上の施設を「特定施設」といいます

法に基づく届出の手続は

規制の対象となる①、②のすべての旅館、試験研究機関で下水や河川に水を排出している方は、水質汚濁防止法第6条の届出（使用届出）をしていただきます。届出は市環境部公害課経由で、来年1月4日までに県知事宛に提出してください。

また、特定施設を12月1日以降設置したい方は、法第5条の届出（設置届出）を、汚水処理施設を改造したり設置したい方は、法第7条の届出（構造などの変更の届出）を工事

着手の60日以前に行ってください。

適用される排水基準は

旅館や試験研究機関などで、1日当りの平均的な排水量が50立方センチメートル以上のものについては、下の表の排水基準が来年12月1日から適用されます。なお、試験研究機関などで6価クロムなどの有害物質を使用している所は、50立方センチメートル未満でも有害物質の一般基準や銅、亜鉛、クロムの上乗せ排水基準がかかることとなります。

くわしいことは、県公害課または市環境部公害課にお問い合わせください。

区 分	排 水 基 準
田子浦水域（昭和第2放水路河口左岸から富士川河口左岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域）に排出される排水に適用する上乗せ排水基準	上乗せ排水基準 PH 5.8~8.6 BOD 日間平均 最大 20 25 PPM SS 40 50 PPM

年末年始の

当直医

休日当直医院は、富士市医師会が急病者のために定めたものです。ところが、最近、かかりつけの医院がやすみなでみてくださいと、当直医院に来る人が多くなりました。特に医療センターに多く、急病者の診察に支障をきたしていますので、当直医院は急病のときにだけご利用ください。

■12月29日

- 外科 神谷医院（川成島 61-5900）
- 芦川病院（中央町2 52-2480）

産婦人科 望月医院（西比奈34-0445）

■12月30日

- 外科 石川医院（瓜島 52-1985）
- 芦川病院（中央町2 52-2480）

■12月31日

- 外科 宮下医院（平垣 61-0376）
- 米山病院（吉原4 52-3060）
- 産婦人科 米山病院（吉原4 52-3060）

■1月1日

- 外科 松本医院（久沢東 71-2570）
- 中央病院（本市場 61-8800）
- 産婦人科 中央病院（本市場61-8800）

■1月2日

- 外科 田辺医院（本市場 61-8410）
- 渡辺病院（錦町1 51-3751）
- 産婦人科 吉見医院（吉原4 52-2399）

■1月3日

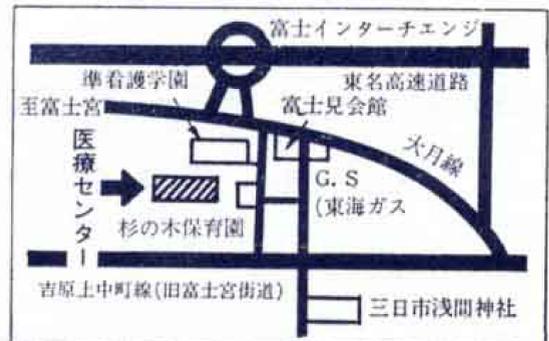
- 外科 清河医院（広見6 52-6212）

吉原病院（南町 52-0780）

産婦人科 谷医院（八幡町 61-0039）

※内科、小児科は富士医師会が「医療センター」で行っています。診療時間は午前9時から午後5時までです。

医療センター案内図



医療センターの住所は「富士市伝法字杉ノ木2850-2（長者町）」電話は52-3104です。